

共済契約者の 皆様へのお願い

1. 新規採用された方の共済手帳申込はお済みですか？まだお済みでないようでしたら、申し込みをお願いします。
2. 共済証紙は被共済者が働いた日数分を貼付してください。
3. 共済手帳は、毎年、更新手続きをしてください。
4. 被共済者が貴事業所を退職し、今後も清酒製造業で働く場合は、ご本人に共済手帳を渡してください。
5. 被共済者が貴事業所を退職し、今後は清酒製造業で働かない場合は、退職金の請求についてご指導してください。

ただし、退職金の請求には、24ヶ月分(1ヶ月は15日で計算されます)以上の掛金納付実績が必要です。24ヶ月未満の場合は、共済手帳返納手続きを行ってください。

